

第52回松本市都市計画審議会 議事録

開催日時:	令和元年10月2日(水) 午後1時30分から午後3時00分まで
開催場所:	議員協議会室(松本市役所東庁舎3階)
出席委員:	大江裕幸会長(信州大学経法学部准教授) 吉村幸代委員(松本市議会議員)、川久保文良委員(松本市議会議員) 犬飼信雄委員(松本市議会議員)、犬飼明美委員(松本市議会議員) 柿澤潔委員(松本市議会議員) 藤池弘委員(長野県松本建設事務所長) 上原三知委員(信州大学農学部准教授) 熊谷吉孝委員(松本市農業協同組合代表理事組合長) 伊藤淑郎委員(松本商工会議所専務理事) 忠地秀起委員(松本商工会議所建設部会長) 本間恵子委員(松本商工会議所女性会会長) 星河淑美委員(社団法人松本薬剤師会)
欠席委員:	上條美智子委員(松本市議会議員) 倉科邦彦委員(長野県松本警察署長) 高瀬達夫委員(信州大学工学部准教授) 清水聡子委員(松本大学総合経営学部教授) 伊藤茂委員(松本ハイランド農業協同組合代表理事組合長) 田中悦郎委員(松本市農業委員会会長代理) 加藤美佐子委員(長野県建築士会松筑支部青年女性委員会委員)

(桐沢明雄都市政策課長)

定刻になりましたので、これから第52回松本市都市計画審議会を開会いたします。

私は、当審議会の事務局次長をしております、都市政策課長の桐沢明雄と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

はじめに、任期満了及び人事異動等に伴いまして、8名の委員の皆様が新たに選任されましたので、辞令を発令させていただきます。

辞令は、皆様の席にあらかじめお配りし、辞令交付式は省略させていただきますので、ご承知おきください。

また、お手元に新たな委員名簿をお配りしてございますので、ご覧いただきたいと思っております。

本日は、委員20名のうち、上條 美智子委員、高瀬 達夫委員、清水 聡子委員、伊藤 茂委員、田中 悦郎委員、加藤 美佐子委員、倉科 邦彦委員の7名が都合により欠席されております。

したがって、本日出席の委員は13名となり、「松本市都市計画審議会条例第5条2項の、委員の1/2以上が出席しなければならない」という条件を満たしていることをご報告いたします。

それでは新たに選任された委員もいらっしゃいますので、委員の皆様の自己紹介をお願いいたします。

(大江裕幸会長)

信州大学の大江と申します。よろしくお願いいたします。

(吉村幸代委員)

みなさまこんにちは。松本市議会議員の吉村幸代と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

(川久保文良委員)

市議会議員の川久保文良です。どうぞよろしくお願い申し上げます。

(犬飼信雄委員)

同じく市議会議員の犬飼信雄と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

(犬飼明美委員)

同じく市議会議員の犬飼明美と申します。よろしくようお願いいたします。

(柿澤潔委員)

こんにちは。同じく柿澤潔と申します。よろしくようお願いいたします。

(藤池弘委員)

松本建設事務所長の藤池弘と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

(上原三知委員)

信州大学の上原と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

(熊谷吉孝委員)

みなさんこんにちは。松本市農協の熊谷と申します。よろしくようお願いいたします。

(伊藤淑郎委員)

商工会議所の伊藤淑郎と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

(忠地秀起委員)

同じく商工会議所の建設部会長の忠地と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

(本間恵子委員)

松本商工会議所女性会から参りました本間恵子と申します。よろしくお願いいたします。

(星河淑美委員)

松本薬剤師会から参りました星河淑美と申します。よろしくお願いいたします。

(桐沢明雄都市政策課長)

委員の皆様どうもありがとうございました。

それでは、本審議会の事務局長の上條建設部長より、一言ごあいさつを申し上げます。

(上條裕久建設部長)

みなさまこんにちは。本日はご多忙のところ松本市都市計画審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。本来であれば市長から挨拶すべきところではございますが、他の公務により出席ができませんので、私の方からご挨拶を申し上げます。

先ほど事務局次長から申しあげたとおり、この度、都市計画審議会の委員として選任された市議会議員 6 名の皆様、また関係行政機関、学識経験者の 2 名、既に委員となられております皆様ともどもどうぞよろしくお願ひいたします。

都市計画審議会は、本市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、都市計画法で定められた土地利用をはじめといたしまして、道路、公園、下水道等の都市施設の整備や、土地区画整備事業等の市街地開発事業など都市計画に関する事項につきまして、市長の諮問に応じて調査・審議する機関でございます。既にご承知かと存じますが、先月 9 月 10 日に一般財団法人の森記念財団の都市戦略研究所より「日本の都市特性評価 2019」が発表されました。その中で松本市は全国主要 72 都市の中で 10 位というランクで評価されており、昨年より 3 つ順位を上げたところでございます。このことは先人の皆様がその時々適切な判断によりまちづくりを進めてきた成果であるとともに、感謝をしたいと思ひます。今後もさらに良いまち、松本をつくっていききたいと思ひております。

さて本日でございますが、議案 3 件の審議をお願いするものでございます。これらは現在進めている都市計画道路の見直しに伴う議案でございます。また、第 7 回区域区分の定期見直しにつきまして報告を申し上げますのでよろしくお願ひいたします。委員の皆様方からそれぞれの専門の立場で忌憚のない意見、ご指導をお願い申しあげまして、私からの挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願ひいたします。

(桐沢明雄都市政策課長)

審議に入る前に資料の確認をさせていただきます。

先日送付しました資料は、「次第」、「事務処理の概要」、「議案書」、「委員名簿」です。

また、本日の追加資料として、議案説明用スライド「別冊資料」をお手元にお配りしてありますので、ご確認ください。

本日は、新たに委員になられた方もいらっしゃいますので、お手元に「松本市都市計画マスタープラン」、「松本市の都市計画」、「都市計画図」をお配りしております。すでにお持ちで、不要なものがあれば、後程回収いたしますので、お席に置いたままで結構です。

本日ご審議いただく議案は 3 件でございますが、都市計画道路の見直しに伴う道路の変更とそれに関連する用途地域の変更であることから、この 3 件について、一括して説明し、ご審議いただきたいと思います。

それでは、このあとの会議の進行につきましては、松本市都市計画審議会条例第5条第1項により会長が務めることになっておりますので、大江会長、議案審議をお願いいたします。

(大江裕幸会長)

それでは、ただ今から第52回松本市都市計画審議会を開催します。松本市都市計画審議会条例第5条第1項により、議長を務めさせていただきますので、よろしく申し上げます。

はじめに、議事録の署名人ですが、松本市都市計画審議会運営要綱第9条第2項によりまして本日出席委員の中から予めご指名しますのでよろしく申し上げます。

本日の審議会の議事録署名人は、吉村幸代委員と熊谷吉孝委員にお願いします。

議案審議に先立ちまして、事務局より第51回松本市都市計画審議会に係る事務報告をお願いします。

(岡田健係長)

都市政策課都市計画担当係長の岡田健と申します。私から事務処理の概要についてご報告いたします。

お手元の事務処理の概要をご覧ください。

平成31年2月12日に開催いたしました第51回松本市都市計画審議会における議決事項の事務処理については次のとおりでございます。

議案第98号松本都市計画用途地域の変更について(松本市決定)についての内容は、土地区画整理事業に伴い、変更のあった地形地物に用途地域境を合わせ、地区内の用途地域を統一することで、合理的な土地利用を図ることを目的として用途地域を変更するものでした。

事務処理の経過ですが、平成31年2月12日、第51回松本市都市計画審議会において可決され、平成31年3月11日、松本市都市計画審議会審議結果を市長報告し、平成31年3月27日、松本市告示第43号により告示・縦覧を行いました。

続きまして、議案第99号松本都市計画地区計画の決定について(松本市決定)についての内容は、松本市大字惣社、大字大村、横田二丁目、横田三丁目の各一部の区域は土地区画整理事業により宅地造成が行われた地区であり、造成後に予想される建築行為について、地区計画を定めることにより、敷地の細分化による住環境の悪化を防止し、事業効果の維持増進を図ることを目的として地区計画を策定するものでした。

事務処理の経過ですが、平成31年2月12日、第51回松本市都市計画審議会において可決され、平成31年3月11日、松本市都市計画審議会審議結果を市長報告し、平成31年3月27日、松本市告示第44号により告示・縦覧を行い、令和元年6月27日、松本市議会令和元年6月定例会において、松本市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例を改正する条例が可決されました。

報告は以上になります。

(大江裕幸会長)

ありがとうございました。ただ今の報告について、ご質問等のある委員の発言を求めます。よろしいでしょうか。特にご質問等が無いようですので、議案審議をはじめます。

本日付託されました案件は3件、報告事項が1件ございます。

それでは、「議案第100号「松本都市計画道路の変更について(松本市決定)」」、議案第101号「松本都市計画道路の変更について(長野県決定)」、議案第102号「松本都市計画用途地域の変更について(白板地区)」の3件について、一括して審議を行います。

事務局に伺います。議案第100号から議案第102号の傍聴者はいますか。

(岡田健係長)

傍聴者は1人です。ただ今より、傍聴者を会場に案内いたしますので、よろしく願いいたします。

【傍聴者・・・入場】

(大江裕幸会長)

傍聴者の方へお願いをいたします。まず、公正な審議を行うため、委員等の発言に対し拍手をしたり、声を出す等の行為はしないでください。

次に、写真撮影や録音はできません。また、会議の秩序を乱し、又は進行の妨げになる行為はしないでください。

以上のような行為等があった場合は、退席いただくことがありますので、ご承知ください。傍聴ができるのは、傍聴希望議案の審議のみです。審議終了後に退室していただきます。採決の結果につきましては、傍聴者控室において事務局よりご報告いたします。

それでは、議案第100号から議案第102号の説明を担当課よりお願いします。

(山崎祥幸技師)

都市政策課都市計画担当の山崎祥幸と申します。議案第100号から議案第102号までご説明いたします。着座にて失礼します。

まず、議案第100号松本都市計画道路の変更について(松本市決定)です。

議案書は1ページから13ページ、説明資料として本支配布した別冊資料を合わせてご覧ください。これらの資料をもとに前方のスクリーンでご説明します。

まず最初に、本市における都市計画道路の決定・見直しの経過や、整備状況についてご説明します。

都市計画道路とは将来の都市像や都市の規模を想定し、都市計画法に基づき計画決定されたもので、都市全体の骨格をなす道路です。

都市計画道路の決定・見直し経過についてですが昭和7年に、本市における当初の都市計画街路の決定がされ、昭和36年に、全面的見直しが行われ、現計画のベースがつけられました。

また、平成12年に、建設省が都市計画運用指針を作成、平成18年には、長野県が都市計画道路見直し指針を作成し、「見直しの考え方」や「検討すべき事項」等が示され、都市計画道路の見直しの促進が図られました。本市においては、平成20～22年度に「松本市総合都市交通計画」を策定し、都市計画道路の区間別評価を行っております。平成23年度からは、都市の将来像に即した将来道路網の検討を行い、以下に示すような各種関連する計画等との整合を図る中で、平成30年度から都市計画道路変更の手続きを行っております。

都市計画道路の整備状況についてですが、現在、本市において計画決定されている都市計画道路の総延長は116,750mです。この内、改良済み延長は48,970mで、進捗率は約42%です。都市計画道路の決定状況は図中に青線でお示しするとおりです。

都市計画道路の多くは、高度経済成長期の人口増加や市街地の拡大を想定し計画されましたが、近年は、少子・高齢化に伴う人口減少や厳しい財政状況等、決定当時と比べ、社会情勢が大きく変化しています。このような状況を踏まえ、全国的に都市計画道路の見直しが進められ、本市においても取り組んでまいりました。

こちらが、平成22年度に策定した「松本市総合都市交通計画 都市計画道路の見直し」の抜粋です。市域全体の都市計画道路の内、当時、事業未着手の29路線、110区間を対象に、各区間別に評価を行いました。

スライド右側の図が評価結果です。各区間の必要性や実現性の検討を行い、代替道路の有無や事業実施上の支障の有無などによって分類しています。図中の赤線が存続候補、緑線が変更候補、青線が廃止候補です。

都市計画道路の見直しの原案となる都市計画道路網は、こちらの評価結果に基づいて作成しており、本日もご審議いただく案件については、いずれも廃止候補として整理された区間です。

こちらは、本市の都市計画道路見直しの概要です。平成22年度の評価をもとに、廃止路線を検討しており、周辺道路との連続性や各種関連する計画等との整合を図り、関係機関や地元調整の整った路線から段階的に計画変更を行うこととしています。本日は、その第一段階となる赤く縁取りをした路線について審議をいただきたいと思いますと考えております。なお、都市計画道路は、路線によって計画の決定者が異なるため、本日は議案として分けておりますが、一連の都市計画道路見直しに伴う変更案です。

こちらが議案第100号の松本市決定の変更総括図です。

図中の上部でお示しするものが、城山から里山辺新井まで東西に計画決定された「城山新井線」の変更です。ここで、黄色の線で示すものが計画の廃止区間、薄赤色で示すものが、計画決定済みで存続区間となる既決定区間です。また、図中の下部でお示しするものは、南松本駅から鎌田地区石芝まで計画決定されている「南松本駅石芝線」の変更です。

こちらについては、すでに事業着手しており、道路設計に合わせた形で変更を行います。従いまして、先ほどまでの都市計画道路の見直しに伴う変更ではなく、事業の実施のうえで必要な変更となりますが、計画の変更に際して、同一の手続きをとるため、併せてお諮りするものです。

それぞれの詳細な変更内容は次のスライド以降でご説明いたします。

こちらが、城山新井線の変更計画図です。先ほど同様、黄色部分が計画廃止、薄赤色の部分が存続区間となる既決定部分です。お示ししているとおり、本路線の起点である宮渚新橋上金井線との交差部分からこまくさ道路までの延長1,070m区間の計画を廃止します。本計画は総延長が4,230mであり、画面左下の標準断面図のとおり、計画幅員は12m、2車線の車道で昭和36年に計画決定されました。

は西側から撮影した写真、 はこまくさ道路側から撮影した写真です。

変更理由としまして、第一に、本計画の道路構造上の課題についてご説明します。

本計画は、西側で宮渚新橋上金井線と接続する計画ですが、既存の市道との高低差が約30mあり、単純に接続した場合、道路勾配が約20%にも上ります。道路構造の規定では、一般的に道路勾配の限度は約10%であることから、円滑で安全な交通を確保するための道路構造としては課題があると言えます。

スライド中の写真は、現在の計画のイメージです。

第二に、削除区間の道路機能を代替する路線の存在についてご説明します。

図中の緑色の線でお示しする路線は、市道1549号線です。この路線は、今回の廃止区間である城山新井線の約250m南に位置しており、延長は約640m、道路幅員は8mから10mほど、2車線であり、片側ではありますが歩道が整備されています。本議案のとおり、城山新井線の一部が廃止された状態であっても、この路線の持つ東西のアクセス機能を他の路線が代替することができるため、計画を廃止することについて、問題がないと判断しています。

こちらは、中心市街地付近の道路混雑度を示したデータであり、左の図が平成27年時点の現況データ、右が平成42年（令和12年）時点の将来推計データです。ここで、混雑度とは、一日当たりの交通量をその路線が受け持つことのできる交通容量で割り返したものであり、この数値が大きくなるほど、その路線が混雑していることを示します。左右いずれの図も、左下の表に記載のとおり、通勤時間等のピーク時を中心に、混雑する時間帯が増加する1.25以上の混雑度の区間を赤く示しています。将来推計では、人口減少によって交通量自体が減少すること、新たに整備される路線があること等から、現況と比較して赤い線が減少していることがわかります。このデータでは、計画を廃止しても、中心市街地を含む周辺道路の混雑度に大きな影響がないことを確認しています。

続いて南松本駅石芝線の変更についてご説明します。この路線は、南松本駅を起点として、JR線路沿いに延びる南北部分と、国道19号を横断し、石芝まで伸びる東西部分で構成され、松本市営住宅付近で曲がる計画です。繰り返しになりますが、本路線についてはすでに事業着手しており、今回道路設計を行い、運転する際の視距や曲線半径について道路構造の規定に沿うような形で変更を行います。

こちらは、道路設計の平面図であり、画面左下が北を示しています。黄色で示す部分が計画から削除する部分、濃い赤色が新たに計画に追加する部分です。現在の計画では、道路が屈曲する道路線形ですが、カーブを描くように変更を行うことで、車両の走行性や安全性を確保します。この図面をもとに都市計画道路の変更を行います。写真はそれぞれの方向から今回の変更部分を撮影したものです。

こちらが松本市決定の変更2路線の変更内容をまとめた新旧対照表です。赤字で表示している部分が今回の変更箇所です。城山新井線については、起点部分の廃止に伴い、新たな起点が蟻ヶ崎となることから、名称変更を行います。それ以外の変更点については、先ほどまでにご説明したとおりです。

これまでの都市計画変更の経過です。昨年10月から12月までに関係地元町会に説明を行い、同意が得られています。その後、計画案の縦覧、長野県協議等、必要な手続きを踏んでおります。長野県からは、令和元年9月26日付で異存ない旨の回答をいただいています。本日の都市計画審議会はこちらの着色部分です。

以上で議案第100号の説明を終わります。

続いて、議案第101号、松本都市計画道路の変更について（長野県決定）についてご説明します。

議案書は14ページから23ページをご覧ください。

こちらが議案第101号の長野県決定の変更総括図です。

本件は、高宮の国道19号との交差点から奈良井川堤防まで延びる松本朝日線の起点側、延長約150m区間を廃止するものです。先ほどと同様、黄色の線が計画の削除区間、薄赤色が、既決定区間を示します。詳細な変更内容は次のスライドでご説明いたします。

こちらが、松本朝日線の変更計画図です。本路線の起点である長野飯田線との交差部分から南松本駅笹部線との交差部分までの延長約150m区間の計画を廃止します。本計画は総延長が1,670mであり、計画幅員は16m、2車線の車道として昭和36年に計画決定されました。また、松本朝日線を廃止することに伴い、長野飯田線に属する隅切り部分について、併せて削除を行います。

変更理由としましては、本計画は、高宮局前の交差点から国道19号に向かって一方通行の道路を2車線にし、対面通行とするものですが、東西に南松本駅笹部線、南北に長野飯田線が2車線で整備されたことにより、現在はそれらの路線が主な交通量を担っているためです。

また、廃止区間を対面通行で整備した場合、それぞれの交差点の距離が近く、交通処理が複雑化することが予想されることから、この部分を廃止し、現状の交通の流れを維持する予定です。

こちらが長野県決定の変更2路線の変更内容をまとめた新旧対照表です。赤字で表示している部分が今回の変更箇所です。

長野飯田線については、起点が芳川村井町でありましたが、住居表示の変更に伴い、村井町南4丁目に変更します。

それ以外の変更点については、先ほどまでにご説明したとおりです。

これまでの都市計画変更の経過です。松本市決定の変更と同様、昨年10月から12月に関係地元町会へ説明を行い、同意が得られています。本件については、計画の決定者が長野県であることから、都市計画道路の見直しに伴う計画変更案の申し出を令和元年5月24日付で行っております。その後、長野県が計画案の縦覧等を行い、令和元年8月2

6日付で松本市に対し意見聴取がありました。本件は計画案についてご審議いただき、その結果について県に回答するため、お諮りするものです。

以上で議案第101号の説明を終わります。

最後に、議案第102号、松本都市計画用途地域の変更についてご説明します。議案書は24ページから34ページをご覧ください。

こちらが議案第102号の用途地域の変更総括図です。

本件は、先ほどご説明した、都市計画道路 城山新井線の計画の一部廃止に伴い、用途地域を変更するものです。変更箇所は白板地区であり、JR大糸線北松本駅から北に700mの位置にあります。

詳細は次のスライド以降でご説明します。

本件の変更箇所周辺の用途地域指定の経過についてご説明します。

当該箇所は、昭和13年に住居系用途として指定され、周辺は閑静な住宅地として土地利用がなされてきました。

その後、昭和46年の区域区分により、市街化区域となり、平成4年の制度改正によって現行の用途地域が指定されました。

画面中央部の東西に計画がある城山新井線の沿線に30mの幅で第一種住居地域、北に第一種低層住居専用地域及び第一種中高層住居専用地域、南に第一種中高層住居専用地域が指定されています。城山新井線の沿線は第一種住居地域であることから、一定規模以下の店舗や事務所などの建築が可能であり、現に数軒が店舗や事務所として土地利用がされています。

こちらが、用途地域変更案です。図上部の破線で囲った部分が本件の変更範囲です。変更の趣旨としては、右下の拡大部に示すように、現行は都市計画道路城山新井線の計画線を基準として、30mの幅で用途地域の境を指定していたものを、議案第100号のとおり、都市計画道路を削除するため、現道に基準を振り替えるものです。

また、丸ノ内中学校の北側については、都市計画道路の中心部分が用途地域の境でありましたが、同様に都市計画道路が無くなるため、現道の端部に合わせる形で変更を行います。

こちらが用途地域変更案の新旧対照図です。赤線部分が今回の変更箇所です。

今回の変更で、用途地域の建築規制に合致しない「既存不適格」の物件が新たに発生することはありません。

これまでの都市計画変更の経過です。議案第100号の都市計画道路の変更に伴う内容であるため、手続き上、同時に進んでおります。

以上で議案第100号から議案第102号までの説明を終わります。

(大江裕幸会長)

ただいま議案第100号から議案第102号についての説明がありました。

ご意見ご質問等のある委員の発言を求めます。

(上原三知委員)

別冊資料の9ページで混雑度のシミュレーションがあったかと思うのですが、都市部や地域が人口減少で衰退していったとしても、均一には減らずに都市部においてはグラフにあるようなスカスカの混み具合になるのかなと思いました。根拠自体は今までの人口減少や年齢が高齢化して車の免許を持ってない人が増えてですとか、自動運転が増えたときの状態を想定される中でのシミュレーションなどが考えられますが、一番は何の影響に起因するものでしょうか。単純に人口が減るという事でこのようなシミュレーションになったのでしょうか。

(山崎祥幸技師)

スライドの9ページの左右に現況、平成27年度のものと将来推計と並べてございますが、ご質問があった内容につきまして、基本的には将来的な人口の減少を加味してはおりません。赤い部分、つまり混雑度が高い部分が減る要因につきましては、予定されている計画道路の整備に伴うものでございます。こちらについては現在計画中の国道19号の長野飯田線や松本市第6次5箇年計画で直近の都市計画道路の整備について計画をしているところでございますが、そういった路線についても順次整備が行われる想定で交通量や混雑度の数値をシミュレーションしております。そういった部分が混雑度の減っていく一番の要因として分析しております。

(上原三知委員)

ありがとうございます。理解できました。逆に申しあげますと、予算があてられず整備が進まなければ変わってくると思います。気候変動や財政など様々な変化の要因がある中でシミュレーションを複数用意し、予定通りできた場合にはこうだけれども、できなかった場合にはどうなるか分かると、なおよかったと思いました。今のご説明で内容理解できました。ありがとうございました。

(大江裕幸会長)

他にいかがでしょうか。

(柿澤潔委員)

都市計画道路の変更・廃止に発展するものではありませんが、議案100号の城山新井線の削除部分について、何故もともこのような急勾配の場所に計画を立てたのか、その方がかえって問題ではないのかと思います。どうして現況の地形を考えずに理想的な線を引いてしまったのか、ご意見あれば伺えればと思います。

(桐沢明雄都市政策課長)

ありがとうございます。スライドの説明にもあるように、都市計画道路は昭和7年に街路の形成ということで、市街地が形成されていないときに松本市の大筋を決めてきたとい

うことであります。そのあと昭和36年に、その当時の将来交通網を考慮して計画されたものと考えております。そのときには確かに柿澤委員のおっしゃったとおり、地形まで踏み込んで考慮されたものではなかったというのは我々の推測するところではございます。そういった問題があるような都市計画道路は他にもありまして、国からもできない計画や、必要のないものについては、早く解消していくようにという方針もあります。今回、現実的に難しい部分を廃止させていただくということでお諮りをしているものでございます。

(柿澤潔委員)

ありがとうございました。都市計画の路線には、あちこちで「こんなところに線を引いたものがいつできるのか」ですとか、「いらぬのではないのか」といろいろな意見があります。全体像と併せてよく検討していただいて、次に活かしていただけたらと思います。

(大江裕幸会長)

他にご意見ご質問が無いようですので、以上で質疑を終了します。

ここで、傍聴者の方をお願いします。

これより議案第100号から議案第102号の採決をいたしますので、傍聴者は退室してください。

採決の結果につきましては、事務局より報告しますので、傍聴者控室でお待ちください。

【傍聴者・・・退室】

それでは議案ごとに挙手により採決を行います。

まず、議案第100号「松本都市計画道路の変更について(松本市決定)」を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手をお願いします。

【賛成者・・・挙手】

全員一致と認めまして、議案第100号は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第101号「松本都市計画道路の変更について(長野県決定)」を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手をお願いします。

【賛成者・・・挙手】

全員一致と認めまして、議案第101号は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第102号「松本都市計画道路の変更について(長野県決定)」を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手をお願いします。

【賛成者・・・挙手】

全員一致と認めまして、議案第102号は原案のとおり可決いたしました。

続きまして、「報告事項 第7回区域区分定期見直しについて」の傍聴者はいますか。

(岡田健係長)

傍聴者は1人です。ただ今より、傍聴者を会場に案内いたしますので、よろしくお願いいたします。

【傍聴者・・・入場】

(大江裕幸会長)

それでは、傍聴者の方におかれましては、先ほどと同様の注意事項を守っていただくようお願いいたします。それでは、担当課より説明をお願いいたします。

(岩渕省係長)

「報告事項 第7回区域区分定期見直しについて」説明します。

私は、都市政策課都市計画担当係長の岩渕省と申します。着座にて説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議案書の36ページをご覧ください。

趣旨のとおり、長野県が行う第7回区域区分定期見直しについて、長野県都市計画審議会の内容を報告するとともに、松本市が行う松本市都市計画マスタープランの見直しについて報告いたします。

主な経緯は、「2」に記載したとおりです。

これまで平成30年11月30日開催の第50回松本市都市計画審議会や、平成31年2月12日開催の第51回都市計画審議会において、第7回区域区分定期見直しについて報告してまいりましたが、令和元年7月9日に開催された第201回長野県都市計画審議会で、その考え方などについて説明がありましたので、その内容を報告します。

議案書の37ページ、資料1-1をご覧ください。

まず「1」で区域区分について説明します。

区域区分とは、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域の2つのエリアに区分する、都市計画、土地利用計画の根幹を成すもので、「線引き制度」と呼ばれています。

「すでに市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に計画的に市街化を図るべき区域」であり、市街化区域の規模は10年先を見越して計画されます。

次に「2」経過をご覧ください。

長野県では、昭和46年に長野、須坂、松本、塩尻、豊科がそれぞれ区域区分を定め、それ以降は、概ね5年おきに行う基礎調査を基にした「定期見直し」をこれまでに6回行ってまいりました。

松本市については、松本都市圏の表のうち一番左に記載しておりますが、第6回定期見直し以降、村井東田地区や波田地区の市街化区域編入などを行い、現在の市街化区域面積

は4,008ha、市街化調整区域面積は26,183haとなっています。

それでは見直しの考え方を説明しますので、「3」をご覧ください。

長野県は、第7回区域区分の定期見直しにおいて、松本市を含む線引き都市では、依然として郊外部の開発圧力があり、計画的に市街化を進める必要性が高いと判断し、「区域区分を継続する」こととしています。

県が示した区域区分の見直しの方針の詳細は、38ページ以降の資料1-2にまとめてあります。

基本方針において、平成31年3月に改定した「松本市立地適正化計画」との整合を図りながら見直すこととしており、

(1)住宅供給を目的とした市街化区域の拡大については、今後の需要予測を十分精査し、農林漁業との健全な調和を計りつつ、計画的な市街地整備が確実な区域について、必要最小限とすることが示されております。

また、(2)産業用地については、工業出荷額等のデータからの推計、市の政策などを踏まえ、需要に適切に対応できる規模の区域を農林漁業との健全な調和を図った上で市街化区域に編入することとしています。

次に、見直し基準については、「都市計画運用指針」の考え方を参考として、(1)から(5)がまとめられております。

再度、A3の資料1-1にお戻りください。右側中段の計画フローのとおり、市街化区域規模の設定は、人口を最も重要な算定根拠とし、人口の増加予測などを考慮して必要な規模を設定する「人口フレーム方式」を基本としています。

具体的には、平成27年を基準とした概ね10年後の令和7年の市街化区域内人口と、将来の可住地に人口密度を乗じて算出した既存市街化区域内の将来収容人口を比較して、現在の人口から増加分があれば、新たな市街地の人口フレームとして、市街化区域を拡大するものです。

現時点では、まだ検討段階ですが、松本市を含む線引き都市において、一定のフレームが確保できる見通しとのこと。現在、フレームについては農政局等の関係機関と協議をしている段階であり、進捗があり次第報告させていただく考えです。

本市においては、松本市立地適正化計画との整合を図りつつ、市街化区域拡大箇所については、必要最小限の区域で検討を行ってまいりたいと考えており、割り振られた全てのフレームを市街化区域拡大にあてる考えでは無く、

第7回区域区分定期見直しまでに、計画的な事業実施の見通しがあり、関東農政局をはじめとする関係機関と一定の調整が整ったエリアのみを特定保留フレームとし、その区域や時期が明確でないものは、一般保留フレームとする考えです。

最後に、今後の見直しスケジュールは、「4」のとおりです。

松本市においても、後ほど説明する松本市都市計画マスタープランの見直しなどとの整合を図りつつ、市街化区域拡大の必要性を判断したうえで、都市の将来像を見据えた計画的な土地利用を検討してまいりたいと考えています。

つづいて、議案書の42ページ、資料2-1をご覧ください。

松本市都市計画マスタープランの見直しについて、説明します。

趣旨のとおり、上位・関連計画との整合を図りつつ、さらに魅力と活力にあふれた都市を構築するため、松本市都市計画マスタープランの改定に向けた取組みに着手します。

計画の位置付けをご覧ください。松本市都市計画マスタープランは、都市計画法 第18条の2に規定される「市町村の都市計画に関する基本的な方針」を定めたものであり、市町村が定める都市計画はこの基本方針に即したもので無ければなりません。

計画策定の体制は、「3」に記載したとおりとし、都市計画審議会においても適宜報告するとともに、松本市都市計画策定市民会議を設置し、44ページに示した委員構成により、広く市民意見を聴取しながら検討を進めてまいります。

委員は、学識経験者や関係機関の代表者に2名程度の公募市民を加えて、17名程度の委員で構成する予定です。

次に、計画見直しの必要性や主な変更の視点を「4」に示しています。

には、主な上位・関連計画の改定予定を示しております。

平成31年3月に、県が都市計画ビジョンを改定し、松本市においても立地適正化計画を一部改定しておりますが、令和2年度末までに、関わりに深い様々な計画の見直し等が予定されています。松本市都市計画マスタープランの見直しは、これらの計画と整合を図りながら進めていくものです。

43ページには、主な変更の視点を としてまとめています。

に郊外部におけるコミュニティ維持の視点を記載しております。

松本市立地適正化計画は、市街化区域内に、都市の拠点や誘導区域などを設定し、持続可能な都市構造の考え方を示しましたが、都市計画マスタープランは、市域全体を対象として策定するものであり、郊外部を含めて、地域コミュニティを維持するためのあり方や都市計画制度の活用策の導入などを検討していく考えです。

「区域別の人口推移」のグラフのとおり、郊外部ではすでに人口減少や高齢化の進行が顕著であり、その下に掲載した「市街地の変遷イメージ」のように、かつては中心市街地や郊外の集落を中心に多くの居住者が集まっていたことが、人口増加や自動車依存の進行に伴い現在のように市街地が拡大してきました。

現状のまま推移すると都市の拠点だけでなく、郊外部においても生活を支える施設が減少されることが懸念されます。

都市全体を支える視点で立地適正化計画を策定したと同様に、郊外部でも、今後の人口減少に対応し、地区や集落の暮らしを支える視点で、「地域コミュニティを維持するためのあり方」や「公共交通ネットワークなどによる地域間連携の強化」「コミュニティの維持を目的とした都市計画制度の活用策の導入」に向けた検討などを行う考えです。

また、もう一つの主な視点として、松本市の特性を活かした新たな活力の創出に向けた土地利用のあり方の検討が必要と考えます。平成31年3月に策定した松本市工業ビジョンにおいても検討課題として整理されておりますが、事業者ニーズを捉えた新たな産業系土地利用の考え方や、広域交通ネットワークと連携して交通拠点周辺における土地利用方針を検討することなどが必要と考えます。

最後に、今後の予定を45ページに示しています。

本日の都市計画審議会は、一番右側緑色着色に示したのですが、区域区分見直しと同

様に、関連する会議や市民との意見交換会を開催し、松本市都市計画審議会へ適宜取組状況等を報告しながら、令和2年度末の計画改定を目指して取り組みを進めてまいります。

以上で、「報告事項 第7回区域区分定期見直しについて」の説明を終わります。

(大江裕幸会長)

ただいま「報告事項 第7回区域区分定期見直し」について説明がありました。

ご意見やご質問等のある委員の発言を求めます。

(上原三知委員)

先ほどの話と関連するのですが、人口推移や予測を基に市街地拡大の規模が決定される。当然そういう風になっていかざるを得ないと思うのですが、データのみで見ると松本市は非常に広がっていて、平均だけで見るとか均一には動かないので、数値だけで計画することの難しさが色々な部分で問題になってきております。例えば、これくらいの人数がこの駅で降りるといった計算が、実際にはそうならないとか、降りるけれども5分で移動して地域にお金が落ちないといった問題があります。具体的に数値ではなく、人がそこで何をしてどういう風にお金を落としていっているかが重要になってきていると思っております。渋滞の話もそうなのですが、そうなるのかもしれないという数値だけで計画してしまうと、そうならなかった場合には何も改善しないわけですね。一方で、イギリスでは2車線あった道路の半分を緑地帯に変えて、水を浸透させて洪水を緩和しています。緑地帯ができるので、皆が歩きだして、街でお酒を飲んで、街で時間を使ってくれます。要するに、どのくらいの人に来て、どういった人が来て、何をしたらまちが魅力的になるのかをセットで計画することが必要です。道路計画もそうですが、計画を立てるような場合、松本がランキング7位でさらに上を目指していくということになれば、単純に渋滞を緩和するから2車線にするのではなく、そういうものと連動して都市計画マスタープランを考えていかないといけないと思いました。例えば、農地後継者がいない、風が吹くと危ない、いろんなことが連動してくるので、大事なところは単なる数値ではなく、どういう空間で何をしてもらうのかということをぜひ議論してもらえると、より良い松本市の都市計画として今後も使えるものになるのではないかなと思いました。

(大江裕幸会長)

ただいまの意見につきまして、事務局の方でなにかあればお願いします。

(桐沢明雄都市政策課長)

ありがとうございます。おっしゃる通りただ数値を見るだけではなく、都市の空間づくりも含めて行うことによって、住みやすいまちになるということは私共も理解しております。都市計画マスタープランにつきましては、中心市街地もそうですが、松本市全体の話もしていきます。その中で地域の方のご意見も聞きながら、「この地区についてはこういったことをやっていきたい」とか、「こういう形でこの地区は発展させていきたい」ということを地区ごとにニーズを把握しながら、進めていきたいと思っております。いただいた意

見を参考にして、いいものを作っていきたいと思っております。

(大江裕幸会長)

他にいかがでしょうか。

他に意見等が無いようですので、質疑を終了します。

以上をもちまして、本日の議事は全て終了いたしました。本日審議いただきました議案につきまして、後日市長へ答申いたします。

審議の結果報告については、各委員からの意見等を踏まえて行いますが、報告書の調製については会長に一任願いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(委員より、異議なしの声)

ご異議ないようですので、そのようにいたします。

議事録署名人に指名したお二人の委員には、後日、事務局において調製された会議録を送付しますので、署名後事務局へ返送をお願いします。

また、委員各位には、後日事務局より報告書の写し及び議事録の写しを送付しますので、ご承知ください。

以上で第52回松本市都市計画審議会を閉会いたします。

ありがとうございました。

事務局から最後をお願いします。

(桐沢明雄都市政策課長)

大江会長、スムーズな進行をありがとうございました。皆様、慎重なご審議ありがとうございました。次回の都市計画審議会は令和2年1月30日(木)を予定しております。近くなりましたら、開催通知を送付いたしますので、よろしく願いいたします。本日は、お忙しい中お集まりいただき、ありがとうございました。

これにて都市計画審議会を閉会とさせていただきます。本当にありがとうございました。